

第23回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年5月27日(水)午後2時30分～午後2時55分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番 相良栄一郎	2番 馬場正国	3番 中川繁憲	4番 楠田耕三
7番 神崎好史	8番 植木健太郎	9番 石橋浩昭	11番 寺田健蔵
13番 濱本康弘	15番 内田一郎	16番 伊崎美代子	17番 水田 勇
18番 金子初夫			
会長 太田香代子			

(農地利用最適化推進委員)

20番 入江泰子	23番 松尾和昭	24番 山口俊一	25番 田中芳邦
26番 吉岡長久	27番 林田浩也	28番 本多正敬	31番 本多晋介
32番 三宅東英	33番 飛永敏博	34番 本多 力	35番 中山秀樹
36番 田中八郎	37番 田中昭博	38番 荒木健一	39番 山本敏晴
40番 宮崎 努	41番 本田勝彦	42番 柴内成世	44番 本多利任
45番 兼俵朝樹	46番 本多信之介	47番 木下勝徳	48番 太田保則

4 欠席委員
(農業委員)

5番 寺田俊秀	6番 宮崎陽一	10番 山崎伸吾	12番 山下勝也
14番 浅田修弘			

(農地利用最適化推進委員)

19番 増田孝徳	21番 中野裕二	22番 田中智也	29番 岡田裕弥
30番 原田久也	43番 金井圭司		

5 議事録署名委員 9番 石橋浩昭 11番 寺田健蔵

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 田中隆之 太田幸司 菅 三郎

[日 程]

議案第 98号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 99号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第100号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

議案第101号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項の規定による解約について

事務局（〇〇） 定刻になりましたので、ただいまから第23回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、5番寺田委員、6番宮崎委員、10番山崎委員、12番山下委員、14番浅田委員、19番増田委員、21番中野委員、29番岡田委員、30番原田委員、43番金井委員、農業委員5名、推進委員5名の方から欠席の届出がっております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は14名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第23回の南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様に大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先週19・20日、長崎県下の農業委員会会長・事務局長会議が平戸市で開催されました。

冒頭に各種表彰の授与式があり、本農業委員会は、全国農業新聞優秀農業委員会賞を受賞いたしました。これも、皆様方のご協力のたまものであると感謝いたします。

会議では、令和8年度の農業委員会活動の重点事項などが協議され、農地の集積、荒廃農地の解消対策、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大について、市町ごとの数値目標が決定されました。特に、荒廃農地の解消対策については、適正な非農地処理を、目標を立てて実施していく必要がございます。また、農業委員会活動においては、農業委員一人一人が1月に1件以上の個別訪問活動報告を行えるよう、目標達成に向け皆様のご協力をお願いいたします。

事務局長から、農業委員数19名中、出席委員は現在14名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言します。

それでは、議事録署名人に9番石橋委員、11番寺田委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、売買のみで8件、1万1,642平米です。

（議案第98号 番号1～8を朗読）

なお、番号1の受け手、〇〇さん、番号2の〇〇さん、番号3の〇〇さんは新規就農者ですので、3ページから5ページに営農計画書を添付しております。

以上、農地法第3条の許可基準の第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われまます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番から4番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、5番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、6番、7番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 最後に、8番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第99号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案99号、6ページをお願いいたします。

まず、こちら、譲渡人が東京都稲城市の〇〇さんです。譲受人が布津町〇〇-〇の株式会社〇〇工務店です。土地の表示ですけれども、布津町〇〇-〇、畑485平米です。転用の目的ですが、〇〇置場用地。譲受人は、現在申請時に隣接する〇〇番〇を〇〇置場として利用しているが、手狭になってきたため、申請地を買い受けて、〇〇置場を拡張し、利用したいということです。権利の内容は売買、時期は許可日より、期間は永年となっております。備考としまして、農振内農用地外〇〇番〇(雑種地461平米)と一体利用をし、合計が946平米となっております。公道から進入路としまして〇〇番〇(雑種地)204平米を利用する。〇〇所有(承諾済)となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の地域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われまますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われまます。

〇〇用地485平米と隣接の一体利用地461平米を合わせて946平米です。〇〇置場を確保します。現状のまま整地をし、一体利用地との段差があるので、最大0.4m盛土をして乗り入れ工を行う。また、東側・南側には安定勾配の土羽工を行います。雨水については、申請地に集水槽(浸透)を設置します。自然流下ですが、集水槽に流れるように傾斜をする予定です。また、東側・南側の土羽の天端は申請地より30cmから40cmの高さに施工予定ですので、土砂の流出の心配はございません。汚水、雑排水は発生いたしません。〇〇置場として利用しますが、土地を盛る高さを制限し、日照、通風に極力支障がないよう留意いたしますとのことです。

資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

令和8年5月25日午前9時30分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、私、事務局3名で見てまいりました。

場所は、〇〇から〇〇方面へ50mぐらい行ったところの右側になります。

事務局から言われましたように〇〇置場でして、そのままの状態を利用されるということで、雨水がどうなのかなということが一番心配でしたけれども、もともとそこは自然流下というふうな感じで、結構水はけはいいということでしたし、また、集水槽というのを南側のほうに作ってありますし、また、周りも、土羽の上には30から40cmぐらいの盛土をするということで、土砂の流れとか、水も、雨水とかも流れないということに極力していくようにということの説明でした。また、日照においても、南側はちょっと耕作していない土地がありまして、別に農作物が作ってあるわけでもなく、またその申請地の上側にも家がありますけれども、結構高さがあるので、日照についても特に問題はないと見てまいりました。

以上ですが、問題ないと思いますので、皆様のご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員の言われたとおり、そういう説明であって、集水柵もちゃんと大きいやつを作っているので、そこに流れ込むようにということで、ちゃんと対策は立っていたように思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第100号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第100号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請についてを説明させていただきます。

7ページから9ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規は賃貸借権1件、6,400.23平米、使用貸借権15件、3万1,746平米、再設定は使用貸借権のみ1件、6,564平米、合計17件、4万4,710.23平米です。

以上の案件につきまして、詳細については割愛をさせていただきますけれども、以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していること

のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

次に、**議案第101号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)**についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、私のほうから議案第101号について説明をいたします。

私のほうからは、最適化活動の実績の数値等を報告させていただいて説明とさせていただきます。

資料の11ページをご覧ください。

まず、農地の集積でございますが、中段の③実績、今年度の新規集積面積が85ha、今年度末の集積面積が3,009ha、今年度末の集積率が64.3%、目標に対する達成状況が96.3%になっております。

次に、12ページをご覧ください。

遊休農地の解消目標ですが、表の3つ目になります。

3実績、既存遊休農地の解消、緑区分の遊休農地の解消、今年度の目標が4.1haで、今年度の目標達成状況が9.5%となっております。

次に、新規参入の促進でございますが、ページが13ページになります。

3実績、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の合意を得た上で公表した農地の面積が8.5ha、目標に対する達成状況が113.3%となっております。

あと、14ページでございますが、新規参入の相談会への参加ということで、昨年度は相談案件がございませんでしたので、ゼロ回となっております。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、原案どおり認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)については、原案どおり認めることに決定いたします。

16ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

17ページから19ページは、**使用賃借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

20ページ、**農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項の規定による解除**について

を事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項の規定による契約の解除について、初めての事例ですのでご説明をいたします。

この件につきましては、農地中間管理機構が貸し付けている農用地について、正当な理由がなく農用地の利用状況報告書を提出しないときは、貸付けの契約を解除できるとの法律の定めにより契約を解除しようとするものでございます。

経緯につきまして簡単に申し上げますと、当該農地につきましては、令和6年7月から令和9年7月までの契約で、農地中間管理機構が貸し付けたものであり、新規就農者の方なんですけれども、令和7年2月頃まではブロッコリーが耕作をされていたものの、その後、昨年8月ぐらいの状況を見たときに、もう管理がされていなくて、雑草が生い茂り耕作がなされていない状態で、9月には本人との連絡が取れなくなり、失踪、消息不明というような状態になりました。その後、農用地の利用状況報告書を提出してもらうために、今年、令和8年2月頃まで関係者等に聞き取りなどを行ったものの、それでも消息が分からなかったということで、裁判所のほうに公示送達の手立てを行い、それを経て、県知事の承認を得て契約を解除するというふうなことに至ったということでございます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご質問がございませんので、皆様ご承知ください。

以上をもちまして、議事を終了いたします。